

使用料の改定率の検討について

地方公営企業に位置付けられた下水道事業については、経費負担の原則として、汚水処理に係る経費は下水道の利用者が負担する使用料で賄うことが基本となっています。

東久留米市下水道事業経営戦略-2026-においても、経費回収率の向上に向けたロードマップでは、計画期間の中間年度である令和 1 2 年度及び計画最終年度である令和 1 7 年度の時点でも引き続き 100%以上となることを目標としております。

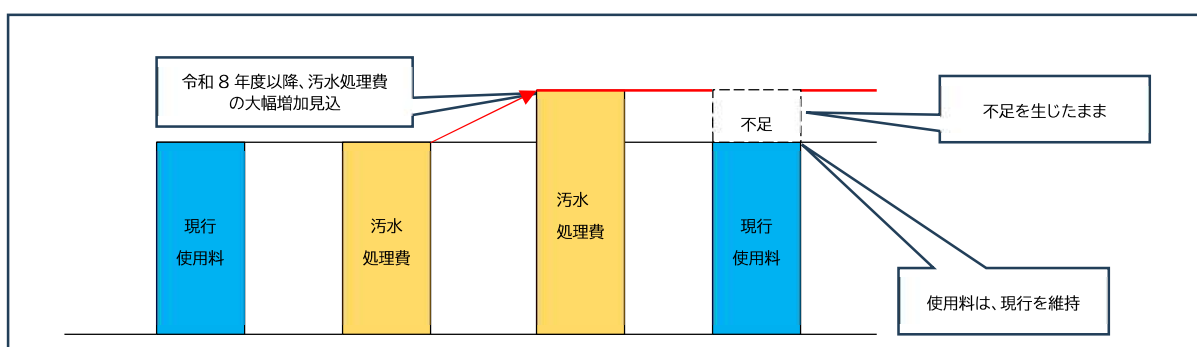
(前回 (第 1 回) 会議の (追加資料 1) 「経費回収率 100%について」 参照)

本目標に向けた使用料の改定について、本市下水道事業が将来にわたり持続可能で自立的な経営を維持していくため、使用料改定の設定条件の異なる以下の 5 つのパターンを比較しました。

(1) 検討案 1 使用料改定なし

現行の使用料水準を維持するパターンです。

図表 1 検討案 1 イメージ図

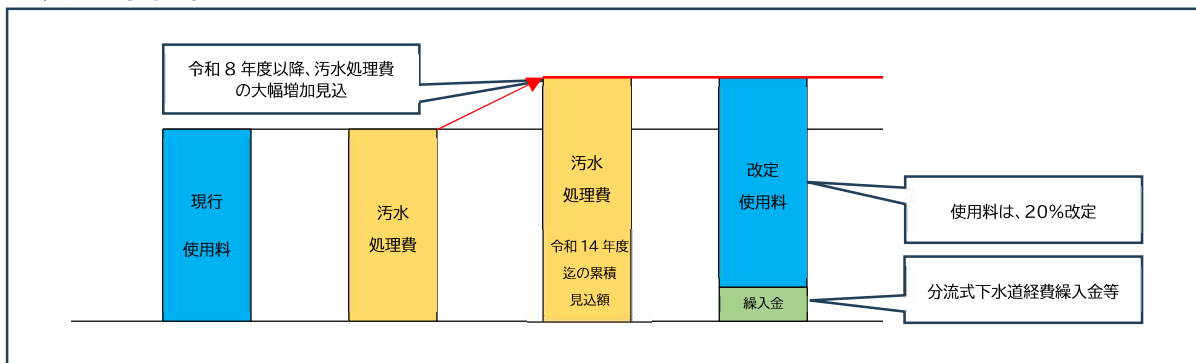


(2) 検討案 2 下水道使用料及び基準内繰入により、令和 14 年度まで経費回収率 100% (20%改定)

総務省繰出基準に基づく条件から、一般会計から基準内繰入として取り扱いとなる「分流式下水道経費繰入金」(*)を活用し、仮に令和 9 年度中に使用料改定を実施し、その 5 年後の令和 1 4 年度までに経費回収率 100%を維持する際の改定パターンです。

次の (4) (5) に比べ使用料の改定率が若干低くなります。

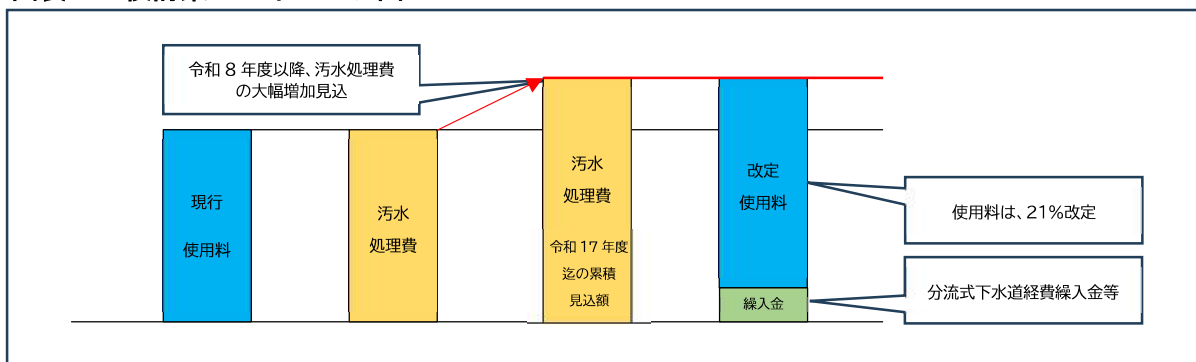
図表 2 検討案 2 イメージ図



(3) 検討案 3 下水道使用料及び基準内繰入により、令和 17 年度まで経費回収率 100% (21%改定)

(2)と同様に「分流式下水道経費繰入金」(*)を活用し、経営戦略の計画期間である令和 17 年度まで経費回収率 100%を維持するために必要となる改定パターンです。

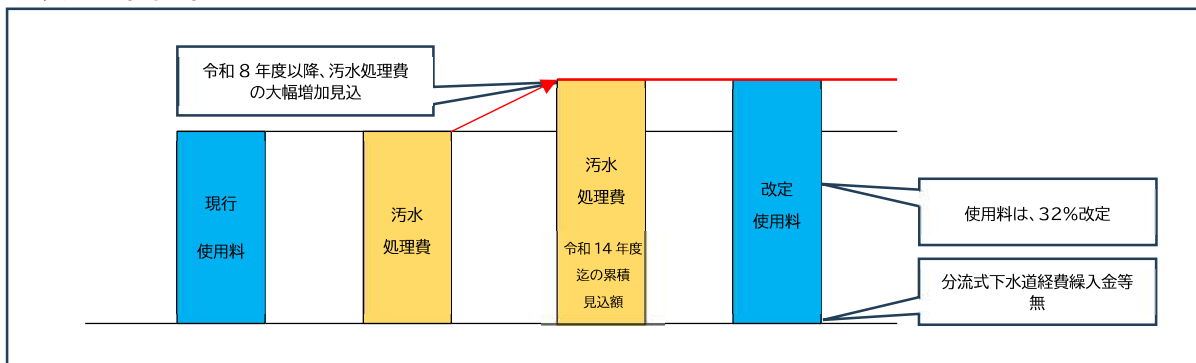
図表 3 検討案 3 イメージ図



(4) 検討案 4 下水道使用料のみで、令和 14 年度まで経費回収率 100% (32%改定)

「分流式下水道経費繰入金」(*)を活用せず、次回の使用料見直しが見込まれる令和 14 年度まで経費回収率 100%を維持するために必要となる改定パターンです。

図表 4 検討案 4 イメージ図

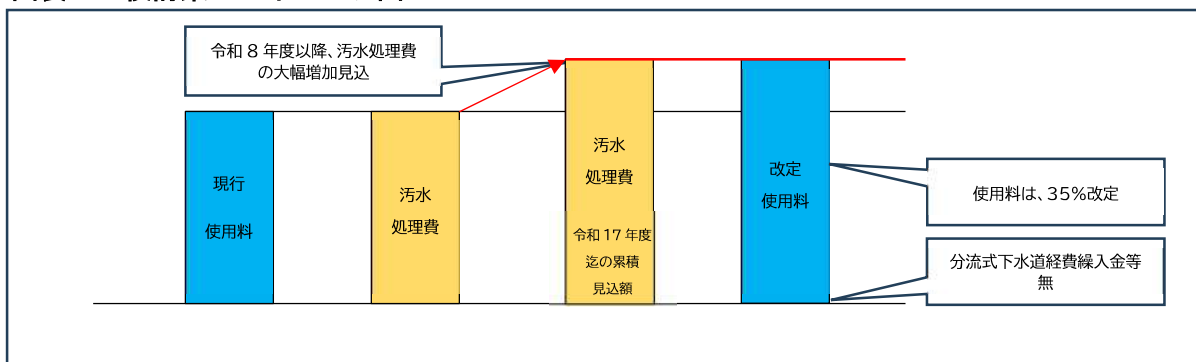


(5) 検討案 5 下水道使用料のみで、令和 17 年度まで経費回収率 100%

(35%改定)

(4)と同様に「分流式下水道経費繰入金」(*)を活用せず、経営戦略の計画期間である令和 17 年度まで経費回収率 100%を維持するために必要となる改定パターンです。

図表 5 検討案 5 イメージ図



(*)「分流式下水道経費繰入金」とは、分流式下水道は合流式下水道に比べて整備コストが高くなるため、資本費の一部を公費による負担が認められており、事業の経営に伴う収入(使用料)をもって充てることができないと認められるものに相当する額(汚水処理原価 150 円/m³を超える額)を「分流式下水道経費繰入金」として一般会計から基準内繰入ができるとされております。

$$\text{経費回収率 (\%)} = \frac{\text{下水道使用料収入}}{\text{汚水処理費} - \text{分流式下水道経費繰入金等}} \times 100$$

①当期純損益

年度ごとの純損益（単年度の黒字・赤字）推移を比較したグラフです。

20%改定及び21%改定の場合は、一般会計からの繰り入れ（分流式下水道経費繰入金）による補填を前提とした財政構造であり、事業単体での自立には程遠い状況にあります。補填により表面上の損益は平準化されるものの、利益がほとんど生じないため、経営環境の変化についていくためには定期的な検証・見直しが必要となります。

32%改定及び35%改定の場合には改定直後に大きく利益を上げますが、その後は、一般会計からの繰り入れ（分流式下水道経費繰入金）による補填は無く、有収水量の減少の見込により、収入が減少の一途減益が続きます。32%改定の場合には目標年度である令和14年度、35%改定の場合には目標年度である令和17年度まで利益を維持できる見込みです。一定の利益を確保しているため、将来の更新費用の増大や、今回のような急な費用増大にも一時的な対応は可能となります。

図表6 当期純損益シミュレーション比較グラフ



●当期純損益

単位：千円

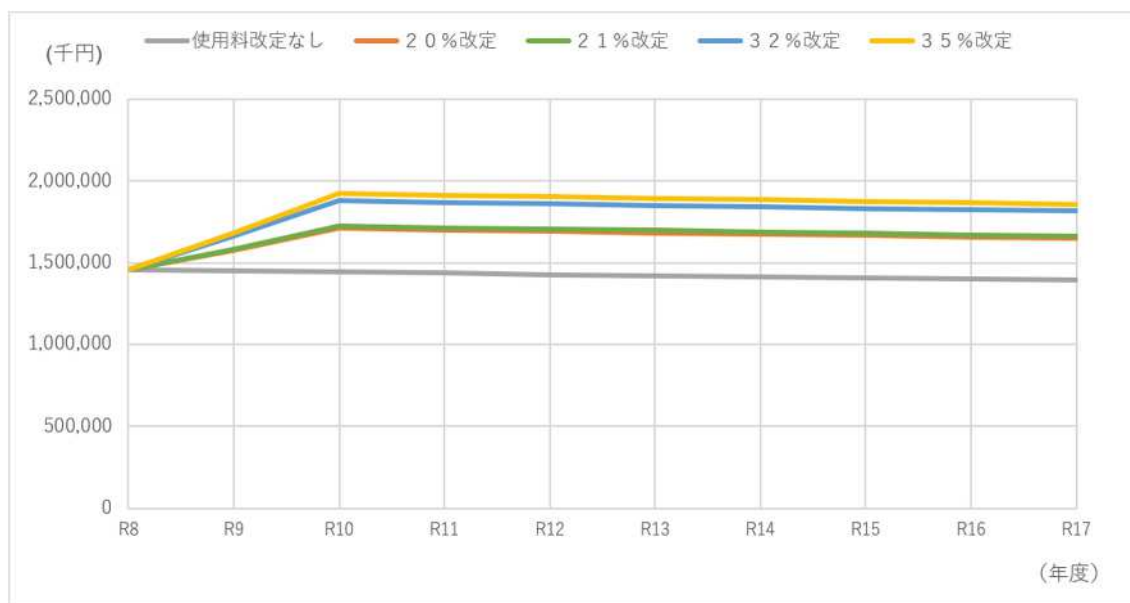
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
使用料改定なし	-197,919	-202,863	-207,903	-213,609	-219,547	-224,198	-228,845	-233,463	-237,985	-242,522
20%改定	-197,919	-97,698	4,198	3,169	1,999	1,998	1,998	1,998	245	-5,604
21%改定	-197,919	-90,540	4,199	3,170	1,999	1,998	1,998	1,998	1,999	1,998
32%改定	-197,919	-79,997	125,678	108,358	94,064	25,514	1,585	-14,487	-26,677	-27,799
35%改定	-197,919	-58,522	168,397	150,852	136,334	67,568	43,426	27,147	14,757	13,439

②下水道使用料

年度ごとの下水道使用料収入の推移を比較したグラフです。

現行料金のままでは、有収水量の減少の見込により、収入が減少の一途をたどりますが、令和9年度途中に改定を行った場合は使用料収入が押し上げられます。

図表7 下水道使用料シミュレーション比較グラフ



●下水道使用料

単位: 千円

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
使用料改定なし	1,458,463	1,450,656	1,442,958	1,435,457	1,428,001	1,420,796	1,413,728	1,406,821	1,400,153	1,393,593
2.0%改定	1,458,463	1,574,822	1,708,750	1,699,749	1,690,801	1,682,155	1,673,674	1,665,386	1,657,384	1,649,512
2.1%改定	1,458,463	1,581,980	1,722,989	1,713,913	1,704,891	1,696,173	1,687,621	1,679,264	1,671,195	1,663,258
3.2%改定	1,458,463	1,660,721	1,879,625	1,869,724	1,859,881	1,850,370	1,841,041	1,831,924	1,823,122	1,814,463
3.5%改定	1,458,463	1,682,196	1,922,344	1,912,218	1,902,151	1,892,424	1,882,883	1,873,559	1,864,557	1,855,701

③一般会計繰入金

下水道事業を維持するために一般会計（市民の税金）から投入される「繰入金」の額の推移を比較したグラフです。

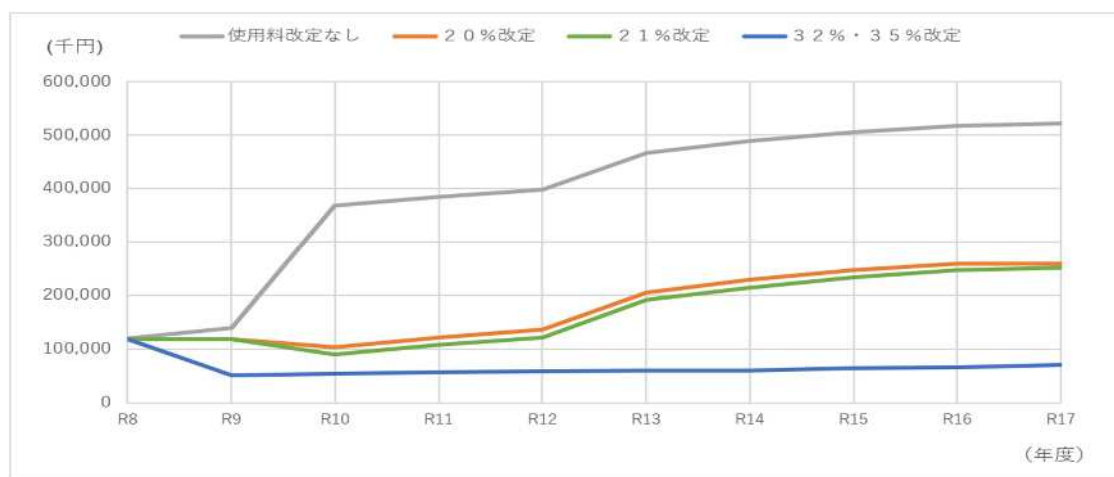
使用料改定を行わない場合、令和9年度中に利益剰余金が枯渇するため、損失補てんのために多額の繰入金が必要になります。

20%改定及び21%改定の場合は「分流式下水道経費繰入金」の負担は増加していくものの、改定を行わない場合（改定なし）に比べれば、一般会計の負担を大幅に抑えられる見通しです。

32%改定及び35%改定の場合には、「分流式下水道経費繰入金」を受け取らない（依存しない）財政構造となるため、一般会計の負担は最小となります。

※本グラフに示す金額は、雨水建設等に係る資本的収入分を除いた「収益的収入分」のみを対象としています。

図表8 繰入金シミュレーション比較グラフ



●一般会計繰入金

単位：千円

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
使用料改定なし	120,021	139,886	367,332	384,585	398,452	466,669	488,540	505,692	518,017	521,626
基準内繰入金（分流式経費）	52,515	69,925	85,812	95,026	100,995	162,589	179,610	188,854	194,388	188,873
基準内繰入金（分流式経費除く）	48,506	50,961	54,617	56,950	58,910	60,882	61,085	64,375	66,644	71,231
基準外繰入金（減免分）	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
基準外繰入金（損失補てん）	0	0	207,903	213,609	219,547	224,198	228,845	233,463	237,985	242,522
20%改定	120,021	119,159	104,012	121,736	135,925	205,582	228,866	247,399	259,305	258,377
基準内繰入金（分流式経費）	52,515	68,198	49,395	64,786	77,015	144,700	167,781	183,024	192,661	187,146
基準内繰入金（分流式経費除く）	48,506	50,961	54,617	56,950	58,910	60,882	61,085	64,375	66,644	71,231
基準外繰入金（減免分）	19,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21%改定	120,021	119,159	89,773	107,572	121,835	191,564	214,919	233,521	247,247	252,233
基準内繰入金（分流式経費）	52,515	68,198	35,156	50,622	62,925	130,682	153,834	169,146	180,603	181,002
基準内繰入金（分流式経費除く）	48,506	50,961	54,617	56,950	58,910	60,882	61,085	64,375	66,644	71,231
基準外繰入金（減免分）	19,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32%改定及び35%改定	120,021	50,961	54,617	56,950	58,910	60,882	61,085	64,375	66,644	71,231
基準内繰入金（分流式経費）	52,515	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基準内繰入金（分流式経費除く）	48,506	50,961	54,617	56,950	58,910	60,882	61,085	64,375	66,644	71,231
基準外繰入金（減免分）	19,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0